

○昭和三十四年郵政省告示第八百五十一号（無線設備規則の規定により、高周波利用設備の高周波出力の測定及び算出方法を定める件）新旧対照表

改正後	改正前
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の三の規定により、高周波利用設備の高周波出力の測定及び算出方法を次のとおり定める。</p> <p>一 通信設備（略）</p> <p>二 通信設備以外の設備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 1の方法によることが困難な場合は、次の方法による。</p> <p>(一) 負荷に電力を供給するために真空管を使用するものについては、その終段管の陽極損失を輻射計又は温度差により測定し、これとその真空管の陽極入力との差により算出する。</p> <p>(二) 非同調型の饋電線を有するものについては、特性インピーダンスを算出し、これと饋電線に流れる高周波電流の最大値と最小値との積により算出する。</p> <p>(三) 電界又は磁界を使用して電力の伝送を行うものについては、送電側の出力端又は当該設備の入力端において測定した電圧と電流との積により算出する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の三の規定により、高周波利用設備の高周波出力の測定及び算出方法を次のとおり定める。</p> <p>一 通信設備（略）</p> <p>二 通信設備以外の設備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 1の方法によることが困難な場合は、次の方法による。</p> <p>(一) 負荷に電力を供給するために真空管を使用するものについては、その終段管の陽極損失を輻射計又は温度差により測定し、これとその真空管の陽極入力との差により算出する。</p> <p>(二) 非同調型の饋電線を有するものについては、特性インピーダンスを算出し、これと饋電線に流れる高周波電流の最大値と最小値との積により算出する。</p> <p>3 (略)</p>